

しまね縁結びサポート企業支援強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県の交付するしまね縁結びサポート企業支援強化事業費補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 本補助金は、結婚を望む方の希望をかなえる環境づくりのため、県内の複数の企業等が共同で行う独身従業員向けの多様な出会いの場の創出にかかる取組に対して支援することを目的とする。

(補助対象事業者及び補助金の額等)

第3条 補助対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、しまね縁結びサポート企業募集要領（平成28年10月1日付け令第317号）に基づき、県から登録を受けた企業、団体等（以下「サポート企業」という。）とする。

2 補助対象経費、補助要件、補助率、補助基準額は別表のとおりとする。

3 事業の実施にあたっては、県内に事業所を有する中小企業者への発注に努めること。

4 本補助金の額は、補助基準額と補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により、交付申請書（様式第1号）を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 当該補助金の申請は、1サポート企業あたり当該年度1回限りとする。

(変更等の承認申請)

第5条 補助金の交付決定後に事業内容の変更等を行おうとする場合（軽微な変更を除く。）には、補助事業者は変更交付申請書（様式第5号）又は廃止承認申請書（様式第6号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(交付金の概算払)

第6条 知事は必要と認めるとき、交付金の概算払を行うことができる。

2 補助事業者は交付金の概算払の請求をしようとするときは、概算払請求書（別紙様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第10条の規定により、実績報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

2 提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 8 条 補助事業者は、事業完了後に補助金に係る消費税及び地方消費税の申告により仕入控除税額が確定した場合には、速やかに仕入控除税額報告書（様式第 12 号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（書類の保管）

第 9 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

（雑則）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付等に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 1 6 日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助対象経費	2 補助要件	3 補助率	4 補助基準額
事業の実施に直接必要な経費	事業の実施に当たっては以下に掲げる全ての事項を満たすこと (1) 他のサポート企業（以下「共同事業者」という。）と共同して行う事業であること (2) 参加者同士のマッチングを目的とするものであること (3) 参加者の募集にあたっては男女同数程度とすること (4) 飲食のみの企画でないこと (5) 宗教活動・政治活動を目的とするものでないこと (6) 参加者へのアンケートを実施すること	1 / 2	(1) 2～4 企業が参加する場合 100,000 円 (2) 5～7 企業が参加する場合 200,000 円 (3) 8 以上の企業が参加する場合 300,000 円

補助対象経費一覧（内容は一例とする）

報償費		・ 司会料、セミナー等の講師に対する謝礼等
旅費		・ 司会者、講師等に係る旅費等
需用費	食糧費	・ 飲食費
	消耗品費	・ 文具類等（名札、筆記用具、用紙等）
	燃料費	・ 事業に使用するバス等の燃料等
	印刷製本費	・ 印刷代、写真現像等
役務費	広告料	・ 新聞、テレビ、ラジオ等による広告料
	保険料	・ 損害保険の保険料等
委託料		（補助事業者が直接実施するより他の者に委託して実施する方が効率的であると認められる経費） ・ パンフレット制作費等
使用料及び賃借料		・ 会場使用料、自動車等の借り上げ料

注）次に掲げる経費は、補助対象経費とは認めない。

- ・ 設備整備、備品購入に要する経費
- ・ 補助事業と直接関係がない補助事業者の恒常的な運営経費
- ・ 補助事業者の内部の者に対する謝金及び委託料
- ・ 飲食を伴う企画におけるスタッフの飲食費
- ・ 参加者への土産品並びにイベントで行ったゲーム等の景品もしくはそれに準ずるもの